

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 6 年 6 月14 日

事業所名 スカイ3

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7			
	2 職員の配置数は適切である	7			
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	7			
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7			日々の清掃や消毒の環境設定だけでなく、その日その時に瞬時判断し移動などの環境設定を行ったり、人的環境の配慮も行っている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	7			PDCAを考えつつOODAも導入、その中で、スイスチーズモデルを取り入れ安全管理がしっかりできていくように導入している。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7			送迎で、保護者様の意向が直接お聞きすることができるので、その内容を事業所に持ちかえて他の職員にも報告をし、改善すべき点があれば、課題としてその都度解決法を見つけていくことを続けている。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7			ホームページへの自己評価の掲載は勿論のこと行事等の様子の定期的な報告もアップし、可視化している。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	7			事業所内では話し合って計画書も作成中であるが、外部評価の必要性も把握しているので、今後どうしていくか現在相談中である。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7			3事業所が共通意識で支援に携わっていけるように常にズームや電話連絡をとり、必ず1か月に1回1か所に集合し職員会議を行っている。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7			
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	7			令和6年より、5領域を踏まえた支援計画の作成の義務化に伴って、ガイドラインの中で謳っている「ウェルビーイングを主体的に実現していく視点をもって」という内容は、まず職員が「心身ともに健康で良好な状態」であり労働生産性の向上によって働く意欲が増し、健やかな支援ができることになると考えるので、職員全員が課題に対する共通意識をもって適切な判断ができる支援方法に取り組むように話しあっている。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	7			上記と関連しているが、「幼稚園教育要領5領域」「保育指針5領域」も参考にしながら個々に立案する計画書作成のためには、「PDCAサイクル」から「OODAループ」に移行の検討をしている。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	7			毎日の打ち合わせ時にプログラムの確認等を行い、質の向上を図るとともに個々に合わせた内容になるようにしている。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7			特性に応じて「ABA」「DCD」を導入し、適切な支援の提供に加えた
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	7			5領域の支援にも組み込まれていることもあり必要不可欠
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	7			特に管理者は、職員全体がフルブールプに取り組みようルールを運用し、常に検討していくように心がけている。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	7			共有すべきことについては、即時上司に報告を行い翌日のミーティング時は、振り返りや改善について常に話し合っている。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7			記録を取り、振り返りを話し合うことで共通課題をもつ。その課題から、ウーダ(OODA)式も取り入れていく。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	7				

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7			
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	7			
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	7			
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	7			
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	7			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7			
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	7				
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7			特に利用者負担については、法改正より時間区分による報酬金額の変更を詳しく文章配布にてお伝えし、支援提供時間のご確認と承諾を得るようご協力とご理解に務めた。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	7			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7			連絡帳で日々のご様子を伺ったり、療育活動の報告を毎日行っている。その中でご相談があった際には、お電話をしたりして、しっかり課題について話し合っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	7			
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	7			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	7			
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	7			コロナも落ち着いてきたので検討をしているが、困難な点もある。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	7		事故防止、災害時対応、安全計画等を作成し、保護者様に周知、説明した上で、ホームページに公表している。4月より、新たに「BCP感染リスト、自然災害発生時における業務継続計画の作成と検討会議を行っている
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7		事業所において年6回以上の訓練を行い、そのうち1回は、消防署に依頼をし消防署職員による、話と訓練を行っている。今後も継続。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	7		
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7		
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7		以前から、虐待防止と身体拘束については、研修会を開催していたが、義務化に伴いしっかり目的をもって虐待防止委員会を設置し、役割に則り研修会を実施している。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	7		保護者様には、契約時にしっかり説明とご理解の上、契約締結の運びとなる。